

# 令和8年度 奨学金の利子支援制度のご案内



上尾市では奨学金を返還している市民の方々を対象に経済的負担の軽減を図ることを目的とした「奨学金利子支援補助金」を交付します。



## ■申請資格

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ①申請日において本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ②奨学金の貸与を受けて大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)・高等学校を修了していること。
- ③申請時に、上尾市の市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ④申請年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に奨学金を返還していること。

## ■補助額

申請年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に返還している奨学金の利子額(上限3万円)

## ■申請方法

以下、書類を上尾市役所教育委員会教育総務課へ持参又は郵送してください

※申請書は教育総務課の窓口での配布のほか、市ホームページでダウンロードできます。



- ①支給申請書(兼請求書)
- ②大学等を卒業したことを確認できる書類(卒業証明書、卒業証書のコピー等)
- ③奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認することができる書類
- ④返還した金額(元金及び利子の内訳を含む)を確認することができる書類

【奨学金利子支援事業ホームページ】

<https://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/396096.html>



## ■申請期間

令和8年6月1日～12月31日(当日消印有効) ※土日祝日を除く

※窓口での申請は12月28日まで



## 問い合わせ先・申請書郵送先

上尾市教育委員会

教育総務部教育総務課 庶務担当 宛

〒362-8501 上尾市本町3-1-1 Tel:048-775-9469 / Fax:048-776-2250

開庁日 月曜日から金曜日まで/午前8時30分から午後5時まで

閉庁日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・メンテナンスなどで必要とする日